

## 第3章 計画の基本理念等

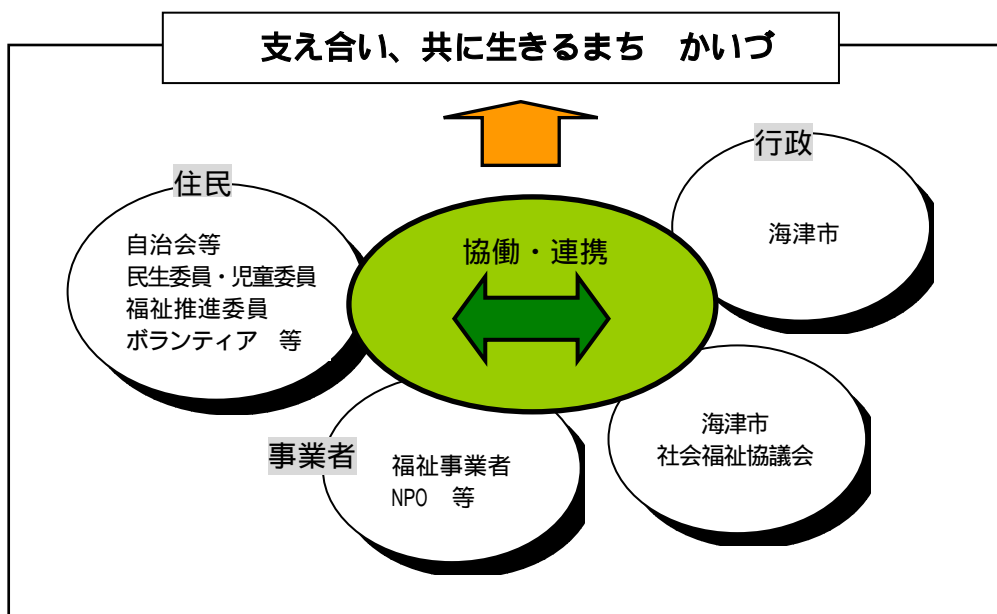
### 1. 計画の基本理念

地域では、子どもから高齢者までの幅広い世代、そして障害のある人もない人も、様々な人々が共に生活しています。地域福祉というのは、こうした地域に住む誰もが、人権を尊重され、自立を基本として生き生きと生活を送ることができるような地域をめざす、という考え方です。また地域福祉の実現に向けては、行政や福祉事業者が制度に基づいて提供する福祉サービスと地域に住む人々の連携により、一体的に展開していかなければなりません。

この意味からも、住民一人ひとりが地域福祉推進の担い手であることを自覚し、次に掲げるような理念に立って、自らできることを実践しながら、人と人が連携し合うまちを築き上げていくことが必要です。

### 支え合い、共に生きるまち かいづ

海津市地域福祉の概念図



## 2 . 計画の視点

本計画の策定及び個別施策の実施にあたっては、以下の視点を基本とします。

### ( 1 ) 基本的人権の尊重

地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「一人ひとりの人権を最大限に尊重する」という視点です。地域で暮らしている人は誰でも社会を構成する一員として平等であり、人権が尊重されなければなりません。

### ( 2 ) 共に生きる社会

地域福祉は、高齢者や子ども、障害のある人などすべての住民にかかわる福祉であり、何か困ったときにみんなで支え合う「共に生きる社会」を重視しています。

### ( 3 ) 住民参加

地域福祉は、地域住民の主体的な参画が大前提であり、地域住民の主体的な参画によって進めていくこの計画の策定、実行、評価の過程が、地域福祉推進の実践となります。

### ( 4 ) 男女共同参画

女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会を築いていくことが求められています。地域福祉を推進するにあたってこの理念を大切に、男女共同参画の視点に立った地域社会の形成が大切となります。

### 3 . 基本目標

#### ( 1 ) 誰もが安心して暮らすことのできる環境づくり

地域住民の生活上の問題を解決・改善し、地域における自立生活を支援していくためには、福祉、保健、医療、教育、雇用、住宅、交通、環境など様々な分野のサービスを充実していくことが必要です。また、こうした生活分野における各サービスが連携し、生活全般にわたって支援していくことも重要です。

こうした考え方に基づいて、心身ともに健康で安心して暮らすことのできる環境づくりをめざします。

#### ( 2 ) 住民の声が反映される体制づくり

社会福祉とは、「個人が人としての尊厳をもって、家族や地域のなかで障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送ることができるよう自立支援すること」です。

こうした考え方に基づいて、地域社会を構成する一人ひとりの声をまちづくりに反映するよう、住民のニーズや苦情を受け入れることができる体制づくりを推進します。

#### ( 3 ) ふれあい、支え合いの意識づくり

地域福祉は、住民一人ひとりが地域で自分らしく安心して暮らしていけるように、地域住民の力で推進していくものです。そのためには、その地域に住む住民同士がともに自治を担う主体として、お互いの人権を尊重し、協働して住みよい地域づくりを進めていくことが必要となります。

こうした考えに基づき、地域の住民がふれあい支え合う意識づくりをめざします。

#### ( 4 ) 地域の福祉基盤の組織づくり

地域福祉の推進にあたっては、住民一人ひとりがその担い手であるという自覚と地域福祉推進の核となる組織が必要です。

こうした考え方にもとづいて、子どもから大人まで生涯を通じた人権教育や福祉教育を推進し、人材育成に努めるとともに、地域福祉の核となる組織づくりを推進します。

## 4 . 施策体系図

基本理念

支え合い、共に生きるまち かいづ

基本目標

1 . 誰もが安心して暮らすことのできる環境づくり

施策の方向性

- ( 1 ) 日常生活環境の整備
- ( 2 ) 適切な福祉サービスの確保
- ( 3 ) 健康づくりの推進と医療体制の充実
- ( 4 ) 関係機関との連携による防災・防犯体制の整備

基本目標

2 . 住民の声が反映される体制づくり

施策の方向性

- ( 1 ) SOSを見逃さない地域の仕組みづくり
- ( 2 ) 相談体制の充実
- ( 3 ) 情報提供体制の充実
- ( 4 ) 福祉サービス利用者の権利擁護

基本目標

3 . ふれあい、支え合いの意識づくり

施策の方向性

- ( 1 ) 人権尊重の意識に立った地域づくり
- ( 2 ) 生きがいづくりと交流の促進
- ( 3 ) 多様な活動団体同士の交流・連携

基本目標

4 . 地域の福祉基盤の組織づくり

施策の方向性

- ( 1 ) 地域福祉の担い手の育成と支援
- ( 2 ) 地域課題を解決できる仕組みづくり
- ( 3 ) 地域福祉推進の核となる組織づくり
- ( 4 ) 社会福祉の理念の養成及び浸透に向けた福祉教育の推進